

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十三号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一級の項中

唐津市	唐津市
唐津市立高島小学校	唐津市立巣木小学校瀬戸木場分校

級の項中

唐津市	唐津市
唐津市立加唐中学校	唐津市立高島小学校

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る
新旧対照表

別表第一（第十条関係）			改 正 後			別表第一（第十条関係）			改 正 前		
へき地学校及びその級別						へき地学校及びその級別					
級別	所在地	学校等の名称	級別	所在地	学校等の名称	級別	所在地	学校等の名称	級別	所在地	学校等の名称
三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級
略	唐津市	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	唐津市立加唐中学校	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	小城市	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	唐津市立加唐中学校	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	小城市立晴田小学	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	小城市立晴田小学川内分校	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略